上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	
ピリカノカ	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第二百十二号及び平成二十五年文部科学省告示第百四十四号	北海道沙流郡平取町字荷負	一九三番一のうち実測三七九六四三・五七平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道教育委員会及び平取町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	ピリカノカ	
九度山（クトウンヌプリ）				九度山（クトウンヌプリ）	
黄金山（ピンネタイオルシペ）				黄金山（ピンネタイオルシペ）	
神威岬（カムイエトウ）				神威岬（カムイエトウ）	
襟裳岬（オンネエンルム）	第百二十九号、平成二年文部科学省告示第十三号、平成二十年文部科学省告示第十八号、平成二十四年文部科学省告示第二十二号、平成二十五年文部科学省告示第百四十四号			襟裳岬（オンネエンルム）	
瞰望岩（インカルシ）				瞰望岩（インカルシ）	
カムイチャシ				カムイチャシ	
絵鞆半島外海岸				絵鞆半島外海岸	
十勝幌尻岳（ポロシリ）				十勝幌尻岳（ポロシリ）	
幌尻岳（ポロシリ）				幌尻岳（ポロシリ）	
				オキクルミのチャシ及びムイノカ	

○文部科学省告示第三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、同表下欄に掲げる地域を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	所在地	地域
ツバキ自生北限地帯	大正十一年内務省告示第二百七十号	秋田県男鹿市船川港椿字坂ノ上	六一番のうち実測一三三四・七七平方メートル、同八七番一のうち実測一二七一・五四平方メートル	秋田県男鹿市船川港椿字家ノ後	一九番一のうち実測一四六八・四九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを解除するもの

○文部科学省告示第四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
御油のマツ並木	昭和十九年文部省告示第千七十八号、平成二年文部科学省告示第百二十九号、平成二十二年文部科学省告示第二十二号及び平成二十四年文部科学省告示第十三号	愛知県豊川市御油町一ノ橋	一番一、同一番五

○文部科学省告示第四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
岡倉天心旧宅・庭園及び大五浦・小五浦	茨城県北茨城市大津町字五浦	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅳ座標系とする一地点（X＝八六四五・二七一九メートル、Y＝九二八九・八五一メートル、二地点（X＝八六四三・二一八一メートル、Y＝九二九二・六二五九メートル）、三地点（X＝八六四四五・五三九五メートル、Y＝九二九七二・五四四四メートル）、四地点（X＝八六四八六・九二四一メートル、Y＝九二九七一・三九九〇メートル）、五地点（X＝八六六一七・六二三〇メートル、Y＝九三一六九・四四二〇メートル）、六地点（X＝八六六一七・六二三〇メートル、Y＝九二七七〇・三一七〇メートル）、七地点（X＝八六四三五・三二六〇メートル、Y＝九二八四三・〇八〇〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び北茨城市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧南部氏別邸庭園	岩手県盛岡市愛宕町	二六七番一、四六八番一

備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を秋田県教育委員会及び男鹿市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。